

立川市廃棄物処理及び再利用促進条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 25 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段の規定による。

立川市廃棄物処理及び再利用促進条例の一部を改正する条例

立川市廃棄物処理及び再利用促進条例（平成5年立川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後			改正前		
<p>(処理券の交付)</p> <p>第45条の2 市長は、第44条に規定する廃棄物処理手数料のうち粗大ごみ処理手数料又はし尿処理手数料をあらかじめ納付した者に、粗大ごみ処理券又はし尿処理券を交付する。<u>ただし、立川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和6年立川市条例第13号）第3条第5項の規定により、粗大ごみ処理手数料を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものにより納付した場合にあっては、この限りでない。</u></p>			<p>(処理券の交付)</p> <p>第45条の2 市長は、第44条に規定する廃棄物処理手数料のうち粗大ごみ処理手数料（<u>特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料を含む。</u>）又はし尿処理手数料をあらかじめ納付した者に、粗大ごみ処理券又はし尿処理券を交付する。</p>		
別表第1（第44条関係）			別表第1（第44条関係）		
種類	区分	手数料	種類	区分	手数料
ごみ及び燃え殻	……略……	……略……	ごみ及び燃え殻	……略……	……略……
	家庭廃棄物（第30条の4第1項に規定する家庭廃棄物に限る。）にあっては臨時に排出するもの	<u>10キログラムにつき400円。ただし、市長の指定する処理施設に運搬したものにあっては、10キログラムにつき300円</u>		家庭廃棄物（第30条の4第1項に規定する家庭廃棄物に限る。）にあっては臨時に排出するもの	<u>1キログラムにつき40円。ただし、市長の指定する処理施設に運搬したものにあっては、1キログラムにつき30円</u>
	家庭廃棄物のうち別表第2に定める粗大ごみ（市長の指定する処理施設に運搬したものを	別表第2に定める品目の点数の合計が1回につき3点まで <u>300円</u> 別表第2に定める品目の点数の合計が1回につき4点から6点まで		家庭廃棄物のうち別表第2に定める粗大ごみ	

	除く。)	600 円			
		別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 7 点から 9 点まで			
		900 円			
		別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 10 点 1,000 円			
		別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 11 点から 12 点まで			
		1,200 円			
		別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 13 点 1,300 円			
別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 14 点から 15 点まで	別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 10 点まで 1,000 円。ただし、市長の指定する処理施設に運搬したものにあっては、1 キログラムにつき 30 円。以下この項において同じ。				
1,500 円					
別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 16 点 1,600 円					
別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 17 点から 18 点まで	別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 11 点から 13 点まで				
1,800 円	1,300 円				
	別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 14 点から 16 点まで				
	1,600 円				

	別表第2に定める品目の点数の合計が1回につき <u>19点</u> 1,900円		別表第2に定める品目の点数の合計が1回につき <u>17点から19点まで</u> 1,900円
	……略……		……略……
家庭廃棄物のうち別表第2に定める粗大ごみ（市長の指定する処理施設に運搬したものに限る。）	<u>10キログラムにつき</u> 300円		
特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物	1台につき 2,000円（市が収集及び運搬したものに限る。）	特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物	1台につき 2,000円（市が収集及び運搬したものに限る。）
事業系廃棄物にあつては、臨時に排出するもののうち、市長の指定する処理施設に運搬したものの	<u>10キログラムにつき</u> 400円	事業系廃棄物にあつては、臨時に排出するもののうち、市長の指定する処理施設に運搬したものの	<u>1キログラムにつき</u> 40円
事業系廃棄物にあつては、1日平均10キログラム以上を排出するもののうち、市長の指定する処理施設に運搬したものの	<u>10キログラムにつき</u> 400円	事業系廃棄物にあつては、1日平均10キログラム以上を排出するもののうち、市長の指定する処理施設に運搬したものの	<u>1キログラムにつき</u> 40円
……略……	……略……	……略……	……略……

	事業系廃棄物にあつては、再利用の可能なせん定枝のうち、市長の指定する処理施設に運搬したもの	10キログラムにつき 200円		事業系廃棄物にあつては、再利用の可能なせん定枝のうち、市長の指定する処理施設に運搬したもの	1キログラムにつき 20円
…略…	……略……	……略……	…略…	……略……	……略……
備考	……略……		備考	……略……	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。